

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第17号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則(平成5年香川県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(申請書の提出)</p> <p><u>第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。</u></p>

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則(平成12年香川県規則第138号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(申請書の提出)</p> <p><u>第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。</u></p>

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則(平成14年香川県規則第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(申請書の提出)</p> <p><u>第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。</u></p>

(香川県産業集積区域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県産業集積区域における県税の特別措置条例施行規則(平成25年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(申請書の提出)</u></p> <p>第3条 条例第3条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を  <u>経由してしなければならない。</u></p>

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則（平成27年香川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(申請書の提出)</u></p> <p>第4条 条例第4条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を  <u>経由してしなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。